

改正案による改正後の放送法関係審査基準（比較審査部分）の概要
（令和5年度認定関連）

- (1) 衛星基幹放送の業務に関し、衛星基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足するときは、特別の事情がある場合を除き、比較審査を行うものとします（放送法関係審査基準別紙3の1に規定する認定を受けるべき衛星基幹放送の業務は、超高精細度テレビジョン放送を行う衛星放送の業務とします。）。

認定を受けるべき衛星基幹放送の業務に係る審査において同順位となった二以上の申請について更に審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準について審査を行います。

なお、審査に当たっては、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものを優先するものとします。

- ・ 広告放送の割合
- ・ 青少年の保護
- ・ 字幕番組の充実
- ・ 放送番組の高画質性

- (2) 上記(1)の審査において同順位となった二以上の申請について更に比較審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準への適合性その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先するものとします。

なお、「その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度」の審査については「放送番組の視聴需要」への適合性がより高い申請を優先するものとします（以下の基準への適合の度合いが総合的に同程度となる場合に限りません。）。

- ・ 事業計画の確実性
 - ア 事業開始までの資金調達の適正性及び確実性
 - イ 事業開始後の収入及び費用の算出根拠の適正性及び収入の確実性
- ・ 事業者の多様性
- ・ 広告放送の割合
- ・ 青少年の保護
- ・ 字幕番組等の充実
- ・ 放送番組の高画質性
- ・ 災害に関する放送の実施
- ・ 放送番組の視聴需要
- ・ 周波数の有効利用
- ・ 放送の能率的な普及